

業務委託情報共有システム試行要領

京都府建設交通部指導検査課

(趣旨)

第1条 本要領は建設交通部が発注する業務委託（営繕課所管事業を除く）において、ASP方式の情報共有システムの利用により、更なる受発注者間の業務効率化及び書類の簡素化を図るため、情報共有システムの試行に必要な事項を定めたものである。

(対象業務)

第2条 建設交通部が発注する業務委託（営繕課所管事業を除く）のうち、受注者が業務着手前に監督員と協議のうえ、情報共有システムを使用することとした場合、本要領に基づき取り組むことが出来るものとする。

(システム利用の対象とする書類)

第3条 情報共有システムのワークフロー機能の利用は、土木設計業務等委託必携に定める土木設計業務等関係書類一覧のうち、監督員への提出書類全てを対象とする。

(使用するシステム)

第4条 国土交通省が公表する最新の「情報共有システム提供者における機能要件対応状況」に記載されているシステムのうち、必須機能全てに対応したシステム提供者の中から受注者が選択することとする。

ただし、「3次元データ等表示機能」は必須機能として扱わないものとする。

また、必須機能について部分的な実装がされているシステムを使用する場合は、当該業務に支障を及ぼさないことを受注者から事前に説明し、監督員の承諾を得ることとする。

なお、システム利用登録や利用料支払い等の手続きは、受注者とシステム提供者が直接行うこととする。

(システム利用料)

第5条 情報共有システムの利用に関する費用(登録料及び利用料等)は、受注者の負担によるものとする。

(アンケート調査への協力)

第6条 情報共有システムを利用した受注者は、以下のリンクよりアンケート調査に回答し、その旨を監督員に報告を行うものとする。

(URL) <https://forms.office.com/r/bucuq670Rk>

(設計図書への明示)

第6条 情報共有システムの利用対象となる業務については、特記仕様書において以下のとおり記載することとする。

ただし、業務内容等から情報共有システムの使用が適さないと発注者が判断するものについては対象とせず、記載はしないものとする。

(情報共有システムの利用)

本業務は「業務委託情報共有システム試行要領」の対象業務であり、監督員と協議のうえ受注者がASP方式の情報共有システムを利用することを認めるものとする。

(附則)

本要領は令和6年3月1日から施行する。